

主な検討事項等（案）

1 モデル定款の導入に関する検討事項

- 議論の前提として、モデル定款の意義や内容、利用の効果等について、これまでの議論を踏まえつつ、どのように整理して考えるか。例えば、モデル定款の機能として必要となる適法性の確保・担保の精度や、それ以外の機能の必要性等について、どのように考えるか。
- モデル定款の導入に関する検討に際して、小規模かつ簡易な組織形態で早期の株式会社の設立を望む起業家を主として念頭に置きつつ、スタートアップのニーズを踏まえた組織形態に対応するという観点も踏まえ、実現可能性を検討すべき会社の範囲（発起人の属性、設立形態、組織形態、株式発行形態等や、これらの中での優先順位）について、どのように考えるか。
- モデル定款を実現するためのデジタル技術の活用方法について、利用者にとっての利便性、技術的水準の到達度、導入・運用に伴うコスト等の観点を踏まえ、どのように考えるか。併せて、定型的でない定款記載事項（商号、会社の目的等）に関するデジタル技術の活用方法について、どのように考えるか。
- 導入されたモデル定款を作成するシステム等を利用して定款案を作成した場合における制度上・運用上のメリットや付与する効果の在り方について、どのように考えるか。さらに、適法性の担保等の課題を踏まえつつ、公証人による審査の省略を可能とすることの是非や課題について、どのように考えるか。
- 導入されたモデル定款を作成するシステム等の内容の策定や改定のプロセス・体制等について、法令改正や運用見直しへの継続的対応の点も含め、どのように考えるか。また、導入されたモデル定款を民間が広く活用する場合に、当該民間の提供するシステム等の機能審査等の在り方について、どのように考えるか。
- そのほか、検討すべき事項として、何が挙げられるか。

2 面前確認手続の見直しに関する検討事項

- 議論の前提として、面前確認手続の意義や運用、果たすべき機能等について、これまでの議論を踏まえつつ、どのように整理して考えるか。
- 定款認証手続におけるデジタル技術を用いた発起人の本人確認に関し、マイナンバーカードの公的個人認証の活用を基本とすることについて、どのように考えるか。これに加え、その他のデジタルを用いた本人確認手段（eKYC）を利活用することについて、どのように考えるか。
- 定款認証手続におけるデジタル技術を用いた発起人の真意（実質的設立意思）の確認の在り方について、確認されるべき発起人の真意（実質的設立意思）の内容や、電子的な意思確認に関する議論も踏まえ、どのように考えるか。考えられる方策として、①面前確認以外の新たな方法によって公証人が必要な確認を行うアプローチ、②システム上で完結する確認手続のみで公証人の関与なく確認を行うアプローチの是非や課題、あるいはそれらのアプローチで想定する具体的内容について、どのように考えるか。
- 定款認証手続の面前確認手続における一般的な実施ルール（代理利用の在り方等）について、発起人の負担にも配慮しつつ、より実効的な確認を行う等の観点から、どのように考えるか。
- そのほか、検討すべき事項として、何が挙げられるか。

3 各種システムのデジタル連携等に関する検討事項

- 株式会社の設立に至る一連のプロセス（定款案の作成・定款認証・登記申請）の各段階におけるデジタル連携や起業家の負担軽減のための方策等について、どのように考えるか。
- 利用者にとっての利便性の確保という観点から、政府における各システム（登記・供託オンライン申請システム、法人設立ワンストップサービス）間の連携の

在り方や、民間事業者が提供する各種支援サービスとの連携の在り方等について、
どのように考えるか。

○ そのほか、検討すべき事項として、何が挙げられるか。

4 そのほか、本検討会において検討すべき事項として、何か考えられるか。